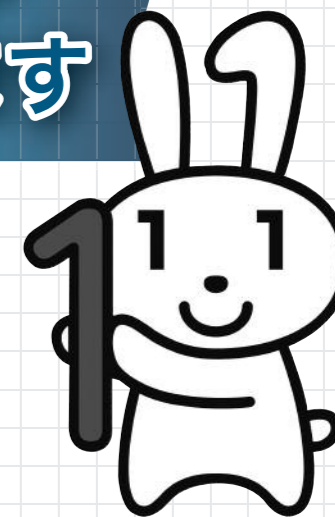


1人に1つ
マイナンバー！

社会保障・税番号制度が始まります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月に個人番号(マイナンバー)を通知し、平成28年1月から社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで利用が始まります。

問▶ 経営管理課(☎(71)2205)
市民課(☎(71)2221)

マイナンバー制度とは

住民登録をしている全ての人に、12桁の個人番号(マイナンバー)を付番します。マイナンバーをもとに各行政機関が持つ個人の情報を結びつけ、「同じ人の情報である」ことが確認できるようにします。これにより、公的年金をはじめ、さまざまな公的給付を申請する際の手続きが簡素化されるとともに、行政の効率化が図られます。

マイナンバーの利用範囲

■社会保障(年金・労働・福祉・医療など)
年金の資格取得や確認・給付、雇用保険の資格取得や確認、ハローワークの事務および医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付などで利用。

税

税務署などに提出する確定申告書、源泉徴収票などに記載するほか、税務署の内部事務などで利用。

災害対策

被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成などで利用。

その他

社会保障・税・災害対策に類する事務で、市町村が条例で定める事務にマイナンバーを利用する場合があります。

マイナンバー制度のメリット

① 利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。

② 行政の効率化

行政機関で情報の照合・入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務で連携が進み、手続きが円滑になります。

③ 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

個人情報の保護

個人情報はこれまでと同じように各行政機関が保有し、必要と認められる場合に限り、情報を照会・提供しますので、個人情報が特定の行政機関に集約されることはありません。また、個人番号カードには所得情報などプライバシーの高い

個人情報記録されません。なお、他人のマイナンバーを不正に入手する行為などは処罰の対象になります。

「住民基本台帳カード」を利用して いる人へ

マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カードの利用期限は、カードに記載されている有効期限までとなります。また、住民基本台帳カードの発行・更新は12月28日(月)をもって終了します。

住民基本台帳カードに電子証明書を登録し、e-Tax(イータックス)などを利用している人は、有効期限(登録から3年間)まで利用できます。

なお、電子証明書の更新は12月22日(火)をもって終了します。

事業所の皆さまへ

法人には10月から13桁の法人番号が付番され、一般に公開されます。平成28年1月以降、税や社会保障の手続きなどで従業員のマイナンバーや法人番号を取り扱うこととなります。

お問い合わせは国のコールセンターへ

マイナンバー制度に関する問い合わせを受け付けています。

●とき (月)～(金)午前9時30分～午後5時30分(土)(日)(祝)、年末年始を除く)

●電話番号 0570(20)0178

マイナンバー制度の導入スケジュール

10月 マイナンバーを通知

住民票に登録されている住所にマイナンバーを記載した「通知カード」を送付しますので、各自で大切に保管してください。マイナンバーは漏えいにより不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されません。なお、現在住民票の住所と異なるところに住んでいる人は、10月2日(金)までに住民票を移す手続きをしてください。

28年 1月 希望者に個人番号カードを交付

初回のみ無料で交付します。10月にマイナンバーを通知する際に、個人番号カード交付申請書を同封します。希望者は郵送またはオンラインで申請し、後日市役所で受け取りとなります。

29年 1月 行政機関の間で情報連携を開始

平成29年1月から国の行政機関の間で、情報連携(※)を開始します。地方公共団体との間の情報連携は、平成29年7月から開始します。 ※国や地方自治体の各行政機関がマイナンバーを通じて相互に連携すること。

個人番号カード



表面



裏面

個人番号カードには「マイナンバー」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真」が表示され、本人確認のための身分証明書としても利用できます。また、ICチップを活用したサービスも展開される予定です。ぜひ申請してください。